―ドイツ法における新たな展開について―証拠方法の取扱い 民事訴訟における証明と違法に収集された おける停止条件条項をめぐる近時の二つの最高裁判决を契機として――「括支払システム契約における代物弁済条項および債権譲渡契約に脱法的条項の効力規制について(一) ー明治三十年代を中心に-日露戦争前の徳富蘇峰とアメリカ (二・完) 深瀬正富君学位請求論文審查報告 〔最高裁民訴事例研究 (商法) 特別記事 判例研究 論 四八二 説 第 承継するとされた事例を継ずるとされた事例を指された会員権契約に基づく債務をおされた会員権契約に基づく債務をがある場合を続用する場合という。 八十 四〇 巻 第十 号 目次 片 商 三上威彦/訳 ディーター・ライポルト 澤 民事訴訟法研究会 法 \mathbb{H} 山 研 次 直 究 会 郎 也